

宮城県バス運転士確保対策費補助金交付及び公募要領

■ 申請書兼実績報告書の提出期限

申請期間：令和8年11月2日（月）午前8時30分から
令和9年 2月5日（金）午後5時まで【必着】

※ 令和8年2月1日から令和9年1月31日までに取得した大型第二種免許の取得に関する経費で、上記期間中に事業者からの支払いが完了している経費が補助対象です。

■ 申請書の提出先

公益社団法人 宮城県バス協会
（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3F）

- 1 郵送の場合
公益社団法人宮城県バス協会 宛て
〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1-2 猪股ビル3F
- 2 メール申請の場合
mba0920@miyagi-bus-kyokai.jp

■ 問合せ先

公益社団法人 宮城県バス協会

- 電話番号：022-295-9894
- メール：mba0920@miyagi-bus-kyokai.jp
- 受付時間：9時00分～16時00分

公益社団法人宮城県バス協会

目次

第1	目的	2
第2	対象事業者	2
第3	補助対象期間	3
第4	申請期限	3
第5	補助対象経費等	3
第6	補助金の返還について	4
第7	申請概要	4
第8	補助事業の実施について	5
第9	対象事業者の義務等	6
第10	その他の留意事項	6

第1 目的

宮城県バス運転士確保対策費補助金（以下「補助金」という。）については、運転士不足等により厳しい経営環境に置かれているバス事業者に対し、担い手の確保のための取組を支援することにより、将来にわたって地域の移動手段を維持・確保することを目的として交付します。

第2 対象事業者

補助金の交付の対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮城県内に営業所を有する道路運送法に定める一般乗合旅客自動車運送事業者（公営企業を除く）及び一般貸切旅客自動車運送事業者で間接補助事業者として不適当な者※に該当しない者であること。

※ 間接補助対象者として不適当な者

- ア 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- イ 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用す

るなどしているとき。

ウ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

エ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

オ 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(2) 補助事業の円滑な実施に支障をきたさない十分な業務遂行能力と適正な経理執行体制を有している者であること。

(3) 補助対象として申請した内容（経費）に関して、国、都道府県、市町村等が実施する併用を不可とする他の補助金等の交付をされていない者であること。

(4) 国、宮城県、協会が事前通告なしに行う訪問調査に協力すること。

(5) 国税及び宮城県の県税に未納がないこと。

(6) 事業継続及び当該事業により大型第二種免許を取得した従業員を継続雇用する意思があること。

第3 補助対象期間

令和8年2月1日（日）から令和9年1月31日（日）まで

※補助対象期間内に免許の取得及び対象事業者からの支払いが完了した経費が補助対象となる。

※申請時点で雇用を継続していない場合、補助対象としない。

第4 申請期限

令和8年11月2日（月）から令和9年2月5日（金）まで

第5 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

対象事業者が負担する宮城県内の営業所に配属された従業員の大型第二種免許取得経費（ただし、国からの補助金等並びに公益社団法人日本バス協会及び協会からの助成金等（市町村等からの補助金を除く）があるときは、当該補助金等の合計額を控除した額）のうち、令和8年2月1日（日）から令和9年1月31日（日）までにおける大型第二種免許の取得に係るもので、なおかつ当該期間中に対象事業者が支出した経費

※大型第二種免許取得経費には受験資格特例講習に関する経費を含む。

※消費税及び地方消費税仕入控除税額については除く。

※都道府県からの補助金を補助対象経費から除算するかは、個別具体的に判断するため、協会へ相談すること。

※対象事業者から従業員への支給方法が貸付である場合についても、複数年の継続勤務を条件とした債務の免除に関する規定が設けられている等、実質的に給付であると解せる場合は対象とする。ただし、債務の免除がなされない場合は補助金の返還を要するため留意すること。

<対象経費の例>

- ・ 入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料

<対象外経費の例>

- ・ 交通費、宿泊費、飲食費
- ・ 間接経費（振込手数料、光熱費、収入印紙代等）
- ・ ランニングコスト（通信費などの経常的な経費等）
- ・ その他、補助金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

(2) 補助上限額

従業員ごとに20万円を上限とする。

(3) 補助率

1/2以内

※申請多数の場合は、予算の範囲内で補助率を調整することがある。

※算出された補助金額は円未満切り捨てとする。

第6 補助金の返還について

(1) 返還について

対象事業者が従業員に対し給付、貸付した資金の返還を求めた場合、返還請求額に補助率を乗じた金額（円未満切り捨て）の返還を命じることがある。

※当該従業員が退職した場合、速やかに協会に連絡すること。

(2) 加算金及び延滞金について

虚偽申告等によって補助金を取得した場合等の悪質なケースについては、前項の補助金の返還に加え、宮城県補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第18条の規定に準じた加算金及び延滞金の納付を命じる場合がある。

第7 申請概要

(1) 申請期間

令和8年11月2日（月）午前8時30分から令和9年2月5日（金）午後5時まで

※令和8年2月1日から令和9年1月31日までに取得した大型第二種免許の取得に関する経費で、

上記期間中に対象事業者からの支払いが完了している経費が補助対象となる。

(2) 申請方法

ア 郵送申請

以下の住所へ郵送して提出すること。

公益社団法人宮城県バス協会 宛て

〒983-0861 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1-2猪股ビル3F

イ メール申請

以下のアドレスへ電子メールにより提出すること。

【全体の流れ】

項目	期限等
1 事業実施	令和8年2月1日(日)から令和9年1月31日(日)まで ※当該期間中に大型二種免許取得及び対象事業者の支払いが完了している必要がある。
2 申請期間	令和8年11月2日(月)午前8時30分から 令和9年2月5日(金)午後5時まで
3 交付決定及び支払	令和9年2月末まで

(3) 提出書類

添付資料名	様式等
宮城県バス運転士確保対策費補助金交付申請書兼実績報告書 兼請求書	様式第1号
補助対象者一覧等	様式第1号別紙
支出内容が確認できる資料 ※1 令和8年2月1日から令和9年1月31日までの間に 対象事業者から自動車学校又は従業員に支出があったこ とを証明するもの。 ※2 領収書の宛名は対象事業者となっていること。 ※3 手当の支給等の場合は、該当する社内規定及び給与明 細等で対象となる従業員への支給が分かる資料も添付す ること。又は返還に関する規定がある場合は、該当する 資料も添付すること。 ※4 貸付の場合は、債務の免除に関する規定が分かる箇所 が含まれた契約書等も添付すること。	(任意様式)
対象となる従業員を雇用していることが分かる書類 ※採用辞令書・雇用契約書等	(任意様式)
補助金受取口座の通帳の写し ※金融機関名・支店名、口座種別、口座番号、口座名義人 (カナ)が確認できるもの(表紙及び表紙の裏など)	(任意様式)
その他、協会が必要と認める書類	(任意様式)

第8 補助事業の実施について

(1) 交付決定及び額の確定について

協会は、第7に規定による補助金の申請及び実績報告を受けたときは、内容を審査し、予算の範囲内で交付の決定及び額の確定を行い、対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

(2) 支払い

支払いについては、補助金の額が確定した後に支払う。

第9 対象事業者の義務等

補助金の交付を受けた場合は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 補助金の経理

ア 対象事業者は、補助事業の経費についての帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

イ 対象事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を整備するとともに補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、国、宮城県又は協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保管しておかなければならない。

ウ 退職等により、補助対象となった従業員に対し給付、貸付した資金の返還を求めることになった場合、ただちに協会へ報告すること。

(2) 検査への対応について

補助事業終了後であっても、国、宮城県又は協会が補助事業の運営及び経理状況について現地検査を行う場合、これに応じること。

第10 その他の留意事項

(1) 他の補助制度との併用

国、都道府県、市町村などが実施する他の補助制度が併用を認めている場合、併用した交付申請も可能とする。なお、他の補助制度と併用する場合、過充当（交付決定額の合算が、補助対象経費を超過すること）にならないよう留意すること。

交付決定後に過充当が発見された場合は、交付決定を取り消し、補助金の返還を求めることがある。

(2) 提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、補助事業実施のためにのみ使用する。

ただし、協会及び宮城県の情報公開規定に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の適正な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となり得る。